

## 不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法施行令	法令の番号	平成10年政令第412号				
不利益処分の種類	指定調査員養成研修機関の指定の取消し	根拠条項	第37条の7第5項				
処 分 基 準	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の7第5項						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	目次NO	